

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成30年7月5日(木) 午前9時28分～午前10時40分							
②	会 場	大洲市役所 2階大ホール							
③	出席委員								
1	池田幸二	2		3	長岡誠一	4	尾山満則		
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文		
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健司	12	川本由紀美		
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	沖田辰夫	16	宮浦 実		
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史		
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子		
25	丸井幸造	26	山本多喜男	27	垣見正志	28	西内清信		
29	大本昭裕	30	武知 明	31	城本豊子	32	中本祐市		
33	坂 幹幸	34	久保壽男	35	浅野誠司	36	往見康範		
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男				
④	欠席委員	2	吉岡きみ子						
⑤	遅刻委員								
⑥	事 務 局	吉岡事務局長		是澤次長		沖田専門員(農地)			
		都築専門員(農政)		土居書記(農地)					
⑦	農 林 水 産 課	三好課長補佐		松田主事					
⑧	会 議 の 内 容	議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について							
		議案第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について							
		議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について							
		議案第45号 農地転用事業計画変更申請について							
		議案第46号 非農地証明について							
		議案第47号 農用地利用集積計画の決定について							
		議案第48号 農業振興地域整備計画の変更について							

事務局（局長）	只今から平成30年第7回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中20名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、2番 吉岡きみ子委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりでございます。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、27番 垣見正志委員、また、28番 西内清信委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議 長（会長）	まず、 議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」 を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、阿蔵字クボタの土地、田1筆・1，240㎡は贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人及び母が年間を通して従事します。</p> <p>2番、3番関連案件です。</p> <p>2番、菅田町菅田の土地、田1筆・727㎡は売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き水稻及び野菜の栽培を行います。</p> <p>3番、同じく菅田町菅田の土地、田1筆・505㎡、畑3筆・計1，413㎡も売買による所有権の移転です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>4番、柳沢の土地、田4筆・計2，064㎡は贈与による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後は、整備を行い、栗を植栽する計画になっています。</p> <p>農業は、譲受人及び両親が年間を通して行います。</p> <p>5番、6番は関連案件です。</p> <p>5番、河辺町北平の土地、田2筆・計1，937㎡は3年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>所有権移転後も、水稻の栽培を行います。</p> <p>6番、河辺町三嶋の土地、畑4筆・計650㎡、樹園地2筆・計1，490㎡は売買による所有権の移転です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p>

	以上、6件のご審議をよろしく申し上げます。
議長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。
1番	<p>1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。</p> <p>この案件につきましては、譲受人が自宅付近にある申請地を贈与により取得しようとするものです。</p> <p>申請地は、久米公民館の西隣に位置する田1筆になりますが、現在も良好に管理されています。</p> <p>譲渡人は県外に在住しており、農業ができないことから地元の方に農地を譲りたいとのことで今回の申請に至っております。</p> <p>申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>ご審議のほど、よろしくご</p>
議長（会長）	はい。それでは、2番、3番は関係しておりますのでお願いします。
11番	<p>はい、失礼します。</p> <p>2番、3番案件については関連案件でありますので、併せて説明いたします。議案説明資料2ページ及び3ページを参考にしてください。</p> <p>この2つの案件につきましては、譲受人の住宅付近にある申請地を売買により取得しようとするものです。</p> <p>申請地について、田は菅田公民館の南西約500m、畑については、菅田公民館の西約900mにあります。田は現在も良好に管理されており、畑については一部遊休化していますが、譲受人が今後整備を行い、野菜を栽培する予定になっています。</p> <p>譲受人は夫婦で年間を通して農業に従事しており、また、近所に住む父と兄も農業に従事しており、耕作管理に関する問題は生じておりません。</p> <p>以上、2件の申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>ご審議のほど、よろしくご</p>
議長（会長）	続いて、4番。
17番	<p>失礼いたします。</p> <p>4番案件について、ご説明いたします。議案説明資料4ページをご覧ください。</p> <p>この案件については、去る6月18日に調査に行っていました。</p> <p>4番案件は、贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地につきましては柳沢公民館の東約1.6kmにある申請者の住宅付近にある田4筆になります。現在は一部遊休化していますが、今年秋に栗を植栽するように整備を行っていくとのこと</p> <p>です。</p> <p>譲受人は同居の両親ともに農業に従事しており、耕作管理に関する問</p>

	<p>題は生じておりません。</p> <p>調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから今後の管理についても不安はないものと思われま</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願</p>
議長（会長）	はい。続いて5番、6番は関係しておりますのでお願いします。
39番	<p>はい、失礼いたします。</p> <p>5番、6番案件については関連案件でありますので、併せて説明いたします。議案説明資料5ページ、6ページを参考にしてください。</p> <p>この案件につきましては、新規で農業経営を開始するため、地元の農地の一部を借り受け、一部を売買で購入するものです。</p> <p>5番案件については、田2筆を使用貸借で借り受けるものです。申請地は河辺支所の北東約9kmになりますが、譲受人の自宅からは車で10分ぐらいの場所になります。現在も良好に管理されています。</p> <p>6番案件については、畑4筆と樹園地2筆で河辺支所の北東約4.5kmに位置しており、畑については良好に管理されておりますが、樹園地については一部遊休化しつつありますので、今後草刈等をして整備を行っていくとのことをご</p> <p>譲受人は夫婦で農業に従事する予定であり、『新規営農計画書』も提出されています。</p> <p>以上、2件の申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はござ</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願</p>
議長（会長）	只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第43号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農地係）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第43号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」をご説明いたします。</p> <p>議案書3ページ、ならびに別紙「議案説明資料」の7ページから11ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番、菅田町菅田の土地2筆です。</p> <p>申請人は、高齢で遠隔地に居住しており、申請地の耕作管理が困難な</p>

	<p>状況にあるが、申請地は国道沿いで貸駐車場としての需要が見込めるため、貸露天駐車場として賃貸するものです。</p> <p>申請地は、市中心部から東に約3.5kmのところの位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>なお、申請地は平成4年頃から貸し駐車場として賃貸しておりますが、本件が是正を目的とした追認案件でありましたので、始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定でございます。</p> <p>一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料7ページのご確認をお願いいたします。</p> <p>以上、1件です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
11番	<p>1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。</p> <p>説明資料の7ページから11ページをお開きください。</p> <p>まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、説明資料記載のとおり問題ないと考えます。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、先程、事務局から説明がありましたように、すでに露天駐車場として造成されており、この件につきましては違反転用の状態にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされております。</p> <p>また第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、今後においても露天駐車場として利用されている現状と変更がないことや、隣接する農地所有者の同意も得ていることから問題ないものと考えます。</p> <p>よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないものと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんからの報告ありましたが、何かご質疑はありますか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（次長）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p>

議案書4ページ、ならびに別紙「議案説明資料」の12ページから26ページまでを併せてご覧ください。

1番、西大洲の土地、983㎡の案件は、当社は愛媛県内に出店・営業を行っておりますが、さらなる展開を行うことから、大洲市西大洲にて新規に出店するため、申請地を賃貸借しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と一般基準を中心に審議をお願いいたします。

2番、東大洲の土地、1,195㎡の案件は、当社は不動産業等を営んでいるが、立地条件が良いことから分譲地として計画販売するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第2種中高層住居専用地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番、新谷の土地、2筆、502㎡の案件は、市外に住む子ども夫婦が帰郷することから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を夫より使用貸借しようとするものでございます。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の12ページから16ページを参考にしてください。

申請地は、13・14ページの位置図のとおり、久米小学校の南約400mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり、自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、15ページの地番地目図のとおり、南側に農地がありますが、影等の影響もほとんどないと考えられ、特に問題はないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

はい、続いて2番。

3番

それでは2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の17ページから21ページを参考にしてください。

申請地は、19ページの位置図のとおり、総合福祉センターの南約140mに位置する農地です。

まず立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり
しだい自己資金にて着工したいとのことであり、また転用目的が宅地分
譲とのことで土地の造成のみとなりますが、都市計画法規定の用途地域
内での事業であることから、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、20ページの地番地
目図のとおり南側に農地がありますが、21ページの土地利用計画図の
とおり進入路が南側に配置される計画であることから、日照等にもほと
んど影響がないと考えられ、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許
可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

続いて、3番。

19番

失礼いたします。

それでは3番案件の調査結果をご報告いたします。当案件は新たに自
己住宅を建築するため、申請地を使用貸借しようとするものです。

議案説明資料の22ページから26ページを参考にしてください。

申請地は、24ページの位置図のとおり、国道56号線松ヶ花交差点
を菅田方面に60mほど進んだところに位置する農地です。

まず立地基準でございますが、事務局説明のとおり、第3種農地です
ので、問題ないと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり
しだい自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思わ
れま

す。転用面積の妥当性につきましても問題ないと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、25ページの地番地
目図のとおり、南側に農地が残りますが申請人の所有地であることから、
特に問題は生じないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許
可相当であると考えま

議長（会長）

はい。只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑は
ございませ

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として
送付することに、ご異議ありませ

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付する
ことに決定いたしました。

次に、議案第45号「農地転用事業計画変更申請について」を議題と

	<p>いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局（次長）	<p>失礼いたします。 議案第45号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。 議案書5ページ並びに別紙「議案説明資料」の27ページから31ページまでを併せてご覧ください。 1番、東若宮の土地、633㎡の案件は、本年第3回定例総会にて審議され、翌4月3日付で許可されていたものでございます。 宅地分譲にあたり購入希望者より、より広い区画の要望があり販売計画を考え直した結果、当初4区画としていた計画を3区画に変更するため、事業計画変更の申請があったもので、農地区分は、第3種農地でございます。 以上、1件でございます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
事務局（次長）	<p>失礼します。吉岡委員さんが本日欠席ということで、報告の原稿をお預かりしておりますので、代読をさせていただきます。 それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の27ページから31ページを参考にしてください。 申請地は、29ページの位置図のとおり、市立図書館の西約100mに位置する農地です。 本件は事務局報告のとおり、本年3月の定例総会にて審議され、4月に転用が許可されていた案件です。 変更内容は、購入希望者の「もう少し広い区画がほしい。」との要望から販売区画を4区画から3区画に変更するため、当初の計画を変更しようとするものです。 立地基準・一般基準ともに議案説明資料に記載のとおり、問題ないものと思われまます。 よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、計画変更は止むを得ないと考えます。 以上でございます。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんからの報告ありましたが、何かご質疑はありますか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑も無いようですので、本案を申請のとおり、変更承認相当として送付することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議無いものと認め、本案は申請のとおり変更承認相当として送付することに決定いたしました。</p>

議長（会長）

次に、**議案第46号「非農地証明について」**を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。
議案第46号「非農地証明について」ご説明申し上げます。
議案書6ページ並びに別紙「議案説明資料」の32ページから38ページまでを併せてご覧ください。
1番、阿蔵の土地、750㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。
申し出によりますと、申請地は、山中にあり周囲が山林であることから耕作に不便で40年程前から耕作放棄し、一部に杉・竹等が生えて、農地へ復旧することは著しく困難である。とのことでございます。
2番、中村の土地、2筆、250㎡の案件は、農地法施行（昭和27年10月21日）前から非農地ということで申請があったものでございます。
申し出によりますと、申請地は農地法施行時には借家が建築されていたり、借家の庭（花壇）として利用されており、以降農地として利用されたことはないとのことでございます。
以上2件、3筆、1,000㎡でございます。
ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。
議案説明資料の32ページから34ページを参考にしてください。
申請地は、33ページの位置図のようにJR西大洲駅の北西約250mに位置する農地です。
申請によりますと、「申請地は、山中にあり周囲が山林であることから耕作に不便で40年程前から耕作放棄し、一部に杉・竹等が生えて、農地へ復旧することは著しく困難である。」との申し出です。
申請者の申立、現地調査による樹木等の生育状況から、耕作放棄後少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられ、復旧は著しく困難と認められます。
また、仮に農地に復旧できたとしても、窪んだ地形や周囲の樹木・竹の影響により十分な日照が得られないと考えられることから、営農は非常に困難であると認められます。
よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。説明は以上です。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

続いて、2番。

事務局（次長）

この件につきましても、報告原稿をいただいておりますので代読いたします。
それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。
議案説明資料の35ページから38ページを参考にしてください。
申請地は、37ページの位置図のようにJR伊予大洲駅から南東に1

	<p>60～180mの位置に存する農地です。</p> <p>申請によりますと、「申請地は、農地法施行時には借家が建築されていたり、借家の庭（花壇）として利用されていたりと、以降農地として利用されたことはない。」との申し出です。</p> <p>申請者の申立、近隣住人の証言、米軍による昭和22年撮影の航空写真等を総合的に検証・判断すると、本件土地は法施行前から宅地や雑種地として利用され、現在に至っているものと認められます。</p> <p>よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございますか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議無いものと認め、この証明願の土地は、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、『議案第47号 農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>1番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>2番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>8ページです。</p> <p>3番 新たに農地を借り受けて、ケールを栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。</p> <p>4番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。</p> <p>5番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>6番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。</p> <p>9ページです。</p> <p>7番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>8番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。</p>

9番 引き続き、水稻及び栗を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。
11ページです。
10番、11番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。
12ページです。
12番 引き続き、果樹を栽培するため、使用貸借権を10年間設定しようとするものです。
13番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。
14番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。
15番、および13ページの16番 引き続き、果樹を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。
以上、利用権設定・件筆数、16件・33筆、利用権設定総面積、57,544.5㎡です。
いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員 (質疑なし)

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長（会長） ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり決定することに決定いたしました。
次に、『議案第48号 農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 (専門員兼農地係) 失礼いたします。
議案第48号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。
議案書14ページ、ならびに別紙議案説明資料の39ページから46ページまでを併せてご覧ください。農用地区域からの除外2件でございます。
1番、豊茂乙の土地、746㎡の案件は、申請地は周囲を山に囲まれた日当たりの悪い急傾斜の棚田であり、侵入路の幅員も狭く農機具等の搬入に不便を強いられるなど、農地として管理するには困難な状況となっております。また、申請人には近くに後継者もおらず、借り受ける隣接者もないことから、今後は山林として管理するため除外の申出があったものです。
既に周辺所有者の同意も得ており、申請地は他の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでござ

います。

除外後の農地区分は、公共施設等も近くになく、山間部の農業用機械の乗り入れの困難な小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

2番、同じく豊茂乙の土地116㎡の案件は、申請地は隣接する竹林から竹が年々繁殖拡大し農地としての管理が困難な状況になっている。また、申請人の高齢化により農地への再生も難しい上、近くに後継者もおらず、借り受ける隣接者もないことから、今後は竹林として管理し収益の向上を図るため除外も申し出があったものです。

既に周辺所有者の同意も得ており、申請地は他の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。

除外後の農地区分は、公共施設等も近くになく、山間部の農業用機械の乗り入れの困難な小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

以上、2件、862㎡です。ご審議の程お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

29番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の39ページから42ページを参考にしてください。

まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、植林を目的とされており、問題ないと考えます。

次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、既にスギを植林され20年程度経過しており、違反転用状態にあります。本人も始末書を提出して大変反省をされております。

また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の周辺は現況が山林となっているほか、近隣農地の所有者からの同意も得ておりますし、各項目につきましても適切と思われることから、問題ないものと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われまます。

ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

続いて、2番。

29番

続きまして、2番案件について調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の43ページから46ページを参考にしてください。

まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、報告書記載のとおり問題ないものと考えます。

次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、既に申請地の大部分に竹が繁殖拡大しており、状況としては違反転用になっていることから、始末書も提出していただいております。

よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について

てはやむを得ないものと思われま
す。
ご審議のほど、よろしくお願
いします。

議 長（会長） 地元委員さんより報告がありま
したが、何かご質疑はありま
せんか。

委 員 （質疑なし）

議 長（会長） 特にご質疑も無いようです
ので、原案のとおり農用地
区域から除外することに、
ご異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長（会長） ご異議ないものと認め、
本件は原案のとおり認める
ことに致します。
以上で、本日の定例総会に
提案しました議案の全ての
審議が終了いたしましたの
で、議事を閉じることいた
します。

